



平成18年5月22日

各 位

会 社 名 森永製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 森永 剛太
(コード番号 2201 東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 新井 徹
(TEL. 03-3456-0112)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第158期定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)新たに導入された単元未満株式についての権利(変更後定款第9条)、株主総会参考書類等のインターネットによる開示制度(変更後定款第17条)および議決権の不統一行使(変更後定款第20条)等を採用するため、所要の変更を行うものであります。

その他、「会社法」の規定に基づく取締役の報酬等(変更後定款第31条)および監査役の報酬等(変更後定款第40条)を規定するとともに、公告方法(変更後定款第5条)、取締役の員数(変更後定款第22条)および取締役会議長(変更後定款第26条)等を変更し、所要の整備等を行うものであります。

(2)定款上で引用する条文を「会社法」の相当条文に変更するとともに、当該条文の内容にあわせて字句の修正等を行うものであります。

(3)旧「商法」上の用語を「会社法」で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(4)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により「会社法」の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

(5)上記の変更、その他定款の構成、条文、条数、条項の見直しに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商号) (省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目的) (省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
1. ～ 28. (省略)	(1) ～ (28) (現行どおり)
第 3 条 (本店の所在地) 当会社は本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。
(新設)	(機関の設置) 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第 4 条 (公告の方法) 当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 (新設)	(公告方法) 第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。 2 前項にかかわらず、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条 (会社の発行する株式の総数) 当会社の発行する株式の総数は 10 億株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10 億株とする。
(新設)	(株券の発行) 第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。
第 6 条 (自己株式の買受け) 当会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(削除)
第 7 条 (1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 当会社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 ② 当会社は 1 単元未満の株式について株券を発行しない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。) について株券を発行しない。
第 8 条 (端株原簿への不記載) 当会社は、1 株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。	(削除)
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当会社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の買増し） 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規則に定めるところに従い、その所有する単元未満株式の数とあわせて1単元の株式の数となるべき数の当会社の株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。 ただし、当会社が当該請求に係わる数の株式を有しない場合、その他株式取扱規則に定める場合はこの限りではない。 （新設）	（単元未満株式の売渡請求） 第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、当会社に対し、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 2 前項の規定による請求をした単元未満株主は、当会社の承諾を得た場合に限り、当該請求を撤回することができる。
第10条（株券の種類） 当会社の株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規則による。 （新設）	（削除）
（新設）	（自己株式の取得） 第11条 当会社は、取締役会の決議によって、市場において行う取引または証券取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により自己株式を取得することができる。
（新設）	（株主名簿管理人） 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第11条（株式取扱規則） 当会社株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、単元未満株式の買取り、第9条に定める単元未満株式の買増し、その他株式に関する取扱およびその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第13条 当会社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第12条（名義書換代理人） 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、第9条に定める単元未満株式の買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（削除）
第13条（基準日） 当会社は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。	（削除）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条（総会の招集の時期） 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。	（招集） 第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にはいつでも招集することができる。

(新設)	(株主総会の基準日) 第15条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日を基準日と定めることができる。
第15条 (総会の招集者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</u> ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。	(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネットによる開示) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットによる開示により提供することができる。</u>
第16条 (総会の決議) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ② 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
第17条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権の行使をすることができる。 ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに <u>当会社に差し出さなければならない。</u>	(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。
(新設)	(議決権の不統一行使) 第20条 会社法第313条第2項に定める通知(議決権の不統一行使に係る通知)は、書面をもって行わなければならない。
第18条 (総会の議事録) 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印して、これを <u>当会社に保存する。</u>	(議事録) 第21条 株主総会の議事については、 <u>法務省令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。</u>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>25名以内とする。</u>	(員数) 第22条 当社の取締役は、 <u>12名以内とする。</u>
第20条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において <u>選任する。</u> ② 前項の株主総会には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	(選任方法) 第23条 取締役の選任は、株主総会において、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> (削除) 2 (現行どおり)
第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、 <u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(任期) 第24条 取締役の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

第22条（代表取締役、役付取締役および相談役・顧問） 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 ② 代表取締役は、当会社を代表し、取締役会の決議に従い会社の業務を執行する。 ③ 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 ④ 取締役会において必要と認めるときは、相談役または顧問を置くことができる。	（代表取締役、役付取締役および相談役・顧問） 第25条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。 （削除） 2 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 3 （現行どおり）
第23条（取締役会の権限） 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。	（削除）
第24条（取締役会の招集者および議長） 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。 ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、更にこの期間を短縮することができる。	（取締役会の招集権者および議長） 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則に基づき代表取締役が招集し、議長となる。 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会規則においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（新設）	（取締役会の招集通知） 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第25条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。	（取締役会の決議の方法） 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
第26条（取締役会の議事録） 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印して、これを当会社に保存する。	（取締役会の議事録） 第29条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
第27条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	（取締役会規則） 第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
（新設）	（報酬等） 第31条 取締役の報酬、その他名称を問わず職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第28条（監査役の数） 当会社の監査役は、5名以内とする。	（員数） 第32条 （現行どおり）
第29条（監査役の選任） 監査役は、株主総会において選任する。 ② 前項の株主総会には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。	（選任方法） 第33条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 （削除）
第30条（補欠監査役の選任） 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。 ② 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。 ③ 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。	（削除）

第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。 （新設）	（任期） 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 3 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役の予選に係る決議が効力を有する期間を超えないものとする。
第32条（常勤監査役） 監査役は、<u>互選により</u>常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第35条 監査役会は、<u>その決議によって</u>、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
第33条（監査役の職務） 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。	（削除）
第34条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、<u>更に</u>この期間を短縮することができる。	（監査役会の招集通知） 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第35条（監査役会の決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを<u>行う</u>。	（監査役会の決議の方法） 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
第36条（監査役会の議事録） 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印して、これを当会社に保存する。	（監査役会の議事録） 第38条 監査役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成し</u>、出席した監査役が<u>これに記名押印または電子署名する</u>。
第37条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（監査役会規則） 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
（新設）	（報酬等） 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第6章 計 算	第6章 計 算
第38条（営業年度） 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う</u>。	（事業年度） 第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
第39条（株主配当金） 株主配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	（期末配当金） 第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う</u>。
第40条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という）</u>をすることができる。	（中間配当金） 第43条 前条にかかわらず、当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。
第41条（配当金等の除斥期間） 株主配当金および中間配当金は、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ② 配当金には利息をつけない。	（期末配当金等の除斥期間） 第44条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上